務 課

年度

H

税

Г

玉

烜

E

Ē

険

平成20年度の申告が始まり 税

のです。 証明等の資料となる大切なも 介護保険料の課税、所得課税 町県民税、 この申告は、平成20年度の 国民健康保険税、

てください。 で、申告書は期間内に提出し 各種控除が認められず、ご本 人に不利なことになりますの 申告をしなかった場合は、

申告受付期間

2月4日(月)から Į Ħ 3月17日(月)まで 祝日を除く。)

申告受付等

付します。 民課へ提出いただくようご協 申告又は税務課、総合支所住 ては、例年どおり申告書に添 力をお願いいたします。 出張申告の日程につきまし 申告書は、できるだけ郵送

なお、申告書は郵送します

が、 ください。 備え付けていますのでご利用 各総合支所住民課、出張所に に届いていない方は税務課、 申告の必要な方でお手元

郵送申告について

送してください。 類を添付して返信用封筒で郵 考に申告書を作成し、必要書 します。「申告のてびき」を参 い方は郵送での申告をお勧め き方について相談の必要がな 収入のない方、申告書の書

なりました。 切手を貼らなくてよいものに 今年度から返信用の封筒は

①氏名・電話番号は必ず記入 ご注意ください。 してください。 なお郵送の際には次の点に

のあった人

②給与収入、年金収入のある 方は必ず源泉徴収票を添付 してください。

③各種控除を受ける方は領収 ください。 書や証明書を必ず添付して

> ※国民年金、国民年金基金の 控除を受けられる方は、 明書の添付が必要です。 証

申告しなければならない人

福祉年金等の関係で、証明

町に在住し、かつ次のいずれ ①農業、営業等の所得者で平 かに該当する人 成19年中(平成19年1月1 あった人 日~12月31日) に所得の 平成20年1月1日現在いの

③給与所得の他に地代、家 ②給与所得者で、給与の支払 賃、配当、原稿料等の所得 者が「給与支払報告書」をい の町長に提出していない人

⑤公的年金等にかかる所得以 ④雑損、医療費控除、生命保 険料控除、地震保険料控 婦(寡夫)控除、配偶者特別 模企業共済等掛金控除、寡 で、前記④の控除及び小規 外の所得を有しなかった人 金控除を受けようとする人 社会保険料控除、 寄付

⑥所得課税証明の必要な人 控除を受けようとする人 (健康保険、児童扶養手当、 同居老親などの扶養

⑦国民健康保険の加入者及び ください。) 有無にかかわらず申告して その世帯の世帯主(収入の 証明ができません。) が必要な人は申告しないと

⑧介護保険のサービスを受け ようとする人

要はありません。 次に該当する人は申告の必

②給与所得者で、給与の支払 ①所得税の確定申告をする人 ③生活扶助を受けている人 者が「給与支払報告書」を、 いの町長に提出している人

申告に必要なもの

②所得の算出の基礎となる書 ①印鑑 類、 帳簿、 領収書、 源泉徴

> ③国民年金、国民年金基金 証明書 命保険、 小規模企業共済等掛金、 医療費等の領収書又は 地震保険の証明 生.

意

②申告は、個人単位ですの ※社会保険料控除のうち国民 ①領収書、 それぞれ申告をしなければ られませんので、忘れない なりません。 の申告義務者がいる場合、 で、同一世帯内に2人以上 証明書の添付が必要です。 は、金額の多少にかかわらず 年金、国民年金基金について ようにご持参ください。 い場合は、各種控除が受け 証明書の提出がな

問い合わせ

税務課

吾北総合支所住民課 893—1118

869-2112